

## 建設工事等入札参加資格再認定取扱要領

### 1 趣旨

この要領は、福山市建設工事等競争入札参加者資格審査会規程（昭和49年訓令、水道企業管理規程第1号。以下「資格審査会規程」という。）第2条第1項により資格認定を受けた者（以下「入札参加資格者」という。）のうち、次に掲げるものに係る再度の資格認定（以下「再認定」という。）の申請手続き等について必要な事項を定める。

### 2 再認定申請ができる者

(1) 会社更生手続等により企業再建の途上にある者で、次に掲げる者（以下「再建途上者」という。）

ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の決定を受けた者(以下「更生手続開始決定者」という。)

イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の決定を受けた者(以下「再生手続開始決定者」という。)

ウ 債権者全員の同意を受けて法令によらない会社再建を進めている者で、債務の弁済状況及び再建開始後の工事の施工状況等からその再建が軌道に乗っていると認められる者（以下「一般再建者」という。）

(2) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく合併、営業譲渡等により新たに設立された会社等で次に掲げる者（以下「合併者等」という。）

なお、建設業に係る営業の全部又は一部を他の会社に承継させるために会社分割を行った建設業者の建設業に係る当該部門の営業が廃止され、又は休止された場合における当該営業を承継した会社については、イ、ウ又はエの合併者等に準じて取り扱うものとする。

ア 入札参加資格者の合併により新たに会社が設立された場合における新設会社（以下「合併新設会社」という。）又は入札参加資格者の合併により、その一方が存続した場合における存続会社（以下「合併存続会社」という。）

イ 新たに会社が設立され、当該会社が入札参加資格者の建設業に係る営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した入札参加資格者（以下「承継譲渡会社」という。）の建設業に係る営業活動が廃止され、又は休止された場合における新設会社（以下「承継譲受会社」という。）

ウ 入札参加資格者が他の建設業者から建設業に係る営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した建設業者（以下「譲渡業者」という。）の建設業に係る当該部門の営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた入札参加資格者（以下「譲受業者」という。）

エ 入札参加資格を有さない建設業者が他の入札参加資格者から建設業に係る営業の全部又は一部を譲り受けたことにより当該営業を譲渡した入札参加資格者（以下「営業譲

渡者」という。) の建設業に係る営業活動が廃止され、又は休止された場合における当該営業を譲り受けた建設業者(以下「営業譲受者」という。)

- (3) 国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者で次に掲げる者(以下「グループ経審受審者等」という。)
- ア 平成20年国土交通省告示第85号附則四の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者(以下「グループ経審受審者」という。)
- イ 平成20年国土交通省告示第85号附則六の規定により国土交通大臣が認定した企業集団に属する建設業者に係る経営事項審査を受けた者(以下「持株会社化経審受審者」という。)

### 3 再認定の対象となる入札参加資格の範囲等

- (1) 再建途上者で再認定を受けようとする者は、この要領に特別の定めがある場合を除き、当該入札参加資格の全ての業種について再認定を受けなければならない。
- (2) 合併により再認定を受けようとする者は、合併により消滅する入札参加資格者及び合併存続会社が合併時点に有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。
- (3) 承継譲受会社で再認定を受けようとする者は、承継譲渡会社が営業譲渡時点に有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。
- (4) 譲受業者で再認定を受けようとする者は、譲受業者が営業譲渡の時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。
- ただし、譲受業者は、譲渡業者が建設業に係る営業をすべて譲渡した場合に限り、譲渡業者が有する資格についても再認定を申請できる。
- (5) 営業譲受者で再認定を受けようとする者は、営業譲渡者が営業譲渡の時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。
- (6) グループ経審受審者で再認定を受けようとする者は、認定された企業集団の構成企業が再認定を申請する時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。
- (7) 持株会社化経審受審者で再認定を受けようとする者は、持株会社化経審受審者が再認定を申請する時点で有する入札参加資格の業種の範囲内で、再認定の申請をしなければならない。
- (8) 合併者等及びグループ経審受審者等は、同時に再認定の申請をしなければならない。

### 4 再申請に必要な書類

- (1) 再建途上者又は合併者等が再認定の申請(以下「再申請」という。)をしようとする場合は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。
- また、当該書類については、持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

- ア 建設工事等入札参加資格再認定審査申請書
  - イ 営業所一覧表
  - ウ 経営事項審査の総合評定値通知書の写し
  - エ 工事経歴書の写し
  - オ 再申請をする理由となる事実の発生を証する書類の写し
  - カ 貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書
  - キ 委任状
  - ク 建設業労働災害防止協会加入証明書の写し
  - ケ 商業登記簿謄本及び定款の写し
  - コ 印鑑証明書
  - サ その他市長が審査に必要な書類として指示する書類
- (2) 前号の提出書類については、次に掲げるところにより作成しなければならない。
- ア 書類作成の基準とする時点（以下「基準日」という。）は、合併者等の場合は合併又は営業譲渡時、再建途上者の場合で、更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者にあっては手続開始決定時、一般再建者にあっては債権者全員の会社再建についての同意があつたとき、グループ経審受審者等の場合で、グループ経審受審者にあっては、原則として、グループ経審を申請する日の直前の親会社の営業年度終了の日、持株会社化経審受審者にあっては、原則として、企業結合の日とする。
  - イ 建設工事等入札参加資格審査申請書のうち、審査希望業種については、再申請の時点で認定を受けていない業種を希望することはできない。  
また、事前に市長から、承諾又は指示があった場合に限り、認定を受けている業種の一部について再申請できるものとする。
  - ウ 営業所一覧表については、基準日以降の時点において作成する。
  - エ 経営事項審査の総合評定値通知書の写しについては、基準日以降の日を審査基準日とする最新のものとする。
  - オ 工事経歴書については、前記エの経営事項審査申請の際に添付書類としたものの写しを添付する。
  - カ 貸借対照表については、前記エの経営事項審査の審査基準日の時点を基に作成する。
  - キ 損益計算書については、前記エの経営事項審査の審査基準日までの1年間におけるものを作成する。
  - ク 委任状については、基準日以降の時点で、代表者から支店長などに対する委任事項を証したもの添付する。
  - ケ 建設業労働災害防止協会加入証明書については、加入している場合に添付する。
  - コ 再申請をする理由となる事実の発生を証する書類とは、次に掲げる書類とする。
    - (ア) 合併者等の場合は、合併契約書又は営業譲渡契約書の写し
    - (イ) 再建途上者の場合で、更生手続開始決定者又は再生手続開始決定者にあっては手続開始決定書の写し、一般再建者にあっては債権者全員が会社再建に同意している

ことを証する書類の写し

また、一般再建者の場合は、併せて次の書類を提出しなければならない。

a 再建開始の原因となった債務（以下「旧債務」という。）の確定した弁済計画書の写し

b a の弁済計画に基づき行われた、旧債務弁済の履行状況を証する書類の写し

c 審査を希望する業種ごとに、基準日以降に請負った工事を完了させた実績があることを証する書類（建築一式工事の場合は1件1,500万円以上、それ以外の工事の場合は1件500万円以上の請負金額であるものに限る。）

(ウ) グループ経審受審者については、企業集団及び企業集団についての数値等認定書の写し

(エ) 持株会社化経審受審者については、企業集団及び企業集団についての数値認定書の写し

## 5 ヒアリング

再申請者が再建途上者の場合、市長は、再申請者から次に掲げる事項についてヒアリングを行うものとし、ヒアリングに際し参考となる資料を、4(1)に掲げる書類とともに提出するものとする。

- (1) 金融機関からの支援等を含む資金調達の見通し
- (2) 技術者の確保等工事の施工体制
- (3) 下請業者、資材業者等との業務の協力状況
- (4) 建設機械、建設資材、労務者等の確保の状況
- (5) 営業対象地域、営業分野及び各支店の営業状況等に係る今後の経営方針
- (6) 再建に係る計画案作成の方針（計画認可の決定後においては、当該計画の遂行状況）
- (7) その他市長が、必要と認める事項

## 6 資格審査

- (1) 市長は、この要領に別の定めがある場合のほか、福山市建設工事等競争入札参加者資格審査会運営要綱（昭和62年7月1日制定。以下「資格審査会運営要綱」という。）の規定に基づいて資格審査をし、入札参加資格の認定を行う。
- (2) 市長は必要があれば、前号の資格審査にあたって、あらかじめ福山市建設工事等競争入札参加者資格審査会に諮ることができる。

## 7 再認定の効果及び認定結果の通知等

- (1) 市長は、6の規定による入札参加資格の認定を行ったときは、再認定前の入札参加資格を取り消すとともに、再認定後の入札参加資格の内容及び再認定前の入札参加資格を取り消した旨を、再申請者に通知する。
- (2) 市長は、前号の通知を行ったときは、遅滞なく関係課長等に対して、その旨を通知する。

## 8 入札参加資格の有効期間

6の規定により認定された入札参加資格の有効期間は、当該入札参加資格を認定した日から資格審査会運営要綱に基づく次回の定期の入札参加資格の認定のときまでとする。

## 9 銀行取引停止処分を受けている者の再認定の特例

(1) 銀行取引停止処分を受けている再建途上者が、再申請を行う場合には、4に規定する書類に加えて、次の書類を提出しなければならない。

なお、この場合、業種は2つまでしか希望することができない。

ア 旧債務の弁済が完了していることを証する書類

イ 再認定希望業種の工事を施工する上で必要となる関係取引先が、市工事の施工について協力する旨確約していることを証する書類

ウ 市工事を受注した際に履行保証契約が締結可能である旨の履行保証機関の証明書などの契約保証金の納付が可能であることを証する書類

エ その他、市長が必要と認める書類

(2) 市長は、前号の申請があった場合には、当該再建途上者が市工事の施工上問題がないと認められ、あらかじめ福山市建設工事等競争入札参加者資格審査会に諮ってその意見を聴いた上でなければ、再認定してはならない。

なお、再認定する資格には、受注できる工事の規模、指名を受けた際に発注機関に提出すべき書類その他必要と認められる条件を付すことができるものとする。

(3) 市長は、前号の再認定を行った資格者が、認定期間中に銀行取引停止処分を解除されて工事の施工上の資金面の問題が解消されたと認められる場合には、当該資格者について、再度再認定を行うことができる。

この場合の申請及び認定については、銀行取引処分を受けていない再建途上者に対する取扱いと同様とする。

## 10 その他

この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別に定める。

### 附 則

1 この要領は、2000年（平成12年）10月10日から施行する。

2 市長が特に必要と認めた場合には、測量及び建設コンサルタント等業務に係る入札参加資格について、この要領の規定を準用することができるものとする。

### 附 則

この要領は、2002年（平成14年）6月11日から施行する。

### 附 則

この要領は、2011年（平成23年）11月10日から施行する。

## 附 則

この要領は、2024年（令和6年）4月1日から施行する。